

久喜市下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

久喜市下水道排水設備指定工事店規則（平成22年久喜市規則第217号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「専属していること。」を「選任されていること。」に改める。

第4条第2項第1号中「外国人登録原票記載事項証明書」を「在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し」に改め、同項第4号中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改め、同項第5号中「専属する」を削る。

第9条第2項第5号中「専属する」を削る。

第14条第2項第1号及び第17条第3項第1号中「住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」に改める。

第19条の見出し中「の禁止」を削り、同条第3項中「兼ねることができない。」を「兼ねることができる。」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」に、「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改め、「専属する」を削る。

様式第3号中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に、

「

ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要 (登録市町村名)
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

」

を

「

ふりがな 選任者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要 (登録市町村名)
		第 号	
	兼任している営業所の名称		
	兼任している営業所の所在地		
		第 号	
	兼任している営業所の名称		
	兼任している営業所の所在地		
		第 号	

	兼任している営業所の名称		
	兼任している営業所の所在地		
		第	号
	兼任している営業所の名称		
	兼任している営業所の所在地		

」

に、「専属を確認できるもの」を「雇用を確認できるもの」に改める。

様式第7号中

「

添付書類：登録事項証明書（法人のみ）、指定工事店証、専属する責任技術者の責任技術者証

」

を

「

添付書類：登録事項証明書（法人のみ）、指定工事店証

」

に、

「

添付書類：専属する責任技術者の責任技術者証、専属責任技術者名簿（様式第3号）

」

を

「

添付書類：選任責任技術者名簿（様式第3号）

」

に改める。

様式第9号、様式第12号及び様式第13号中「住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」に改める。

様式第11号中「所属工事名」を「所属工事店」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。